

# カーテンウォール製品におけるアスベスト（石綿）含有材料の使用状況について

社団法人 カーテンウォール・防火開口部協会

現在、社会問題となっておりますアスベスト（石綿）に関して、当協会会員が製造するカーテンウォール製品における該当材料の使用状況等について、以下のとおりお知らせいたします。

## 1. カーテンウォール製品への使用状況について

### 1) 使用材料と使用時期

現在のカーテンウォール製品にはアスベストを含有した材料は一切使用されておりません。過去において、アスベスト含有材料を使用されていた時期がありました。当協会の使用状況調査結果によりますと1992年までに施工された建築物に使用されていることが判明しています。

使用材料については、「吹付け材」と「成形板（耐火ボード）」等があります。

#### 吹付け材

吹付け材において、1979年以降のものについては含有したものは使用されておりません。それ以前のものについては、含有している材料が使用されておりましたが、内装仕上げ材やパネル等で覆われているため、飛散する可能性が極めて低いものと思われま

す。尚、1975年に特化則の改正がおこなわれ、石綿重量比5%超が石綿として定義されました。以降1978年までは5%以内のものが使用されていま

#### 成形板（耐火ボード）

成形板（耐火ボード）において、1993年以降のものについては含有したものは使用されておりません。それ以前のものについては含有している材料が使用されておりましたが、と同様、内装仕上げ材やパネル等で覆われているため、飛散する可能性が極めて低いものと思われま

### 2) 使用部位

該当材料の使用されている主たる部位は、建物の外壁に取付けられているカーテンウォールの腰部分となります。使用目的は耐火及び吸音・結露防止等であり、その大部分が耐火目的として使用されております。

使用部位の詳細については、添付資料（CW 工事におけるアスベスト含有材料の使用部位）を参照下さい。

## 2. 建物の使用上の留意点

カーテンウォールは一般的に商業ビル等に多く使用されており、該当材料は内装仕上げ材やパネル等で覆われているため（外部・内部に露出はしていません）、飛散する可能性が極めて低いものと思われます。

但し、メンテナンス及びビル解体作業時には飛散しないような適切な措置を施す必要があります。

## 3. メンテナンス及び解体作業時における留意点

メンテナンス及びビル解体作業時には当該材料が飛散しないような適切な措置を施す必要があります。下記内容について遵守をお願いいたします。

- ・解体作業現場では石綿障害予防規則（略称：石綿則）および労働安全衛生規則（略称：安衛則）の関連法規を遵守してください。
- ・飛散性石綿含有廃棄物の処理については、（社）日本石綿協会策定の「飛散性石綿含有廃棄物の処理について」に遵守して下さい。

## 4. メンテナンス及び解体作業時における健康障害発生防止行動計画について

メンテナンス及び解体作業時における健康障害発生防止行動計画について、当協会としては下記の3項目により、会員に対し啓蒙・周知徹底を図ります。

- 1) 特別教育(講習会等)による啓蒙
- 2) 法令遵守関連のポスターの活用による周知徹底
- 3) 労災健康管理関係のポスターの活用による周知徹底

## 5. 今後の対応について

当協会としては、関係法規の遵守及び関係行政・関連団体等の指導の遵守を実施することについて、会員に対し周知徹底すると共に情報の開示に努めてまいります。

以上